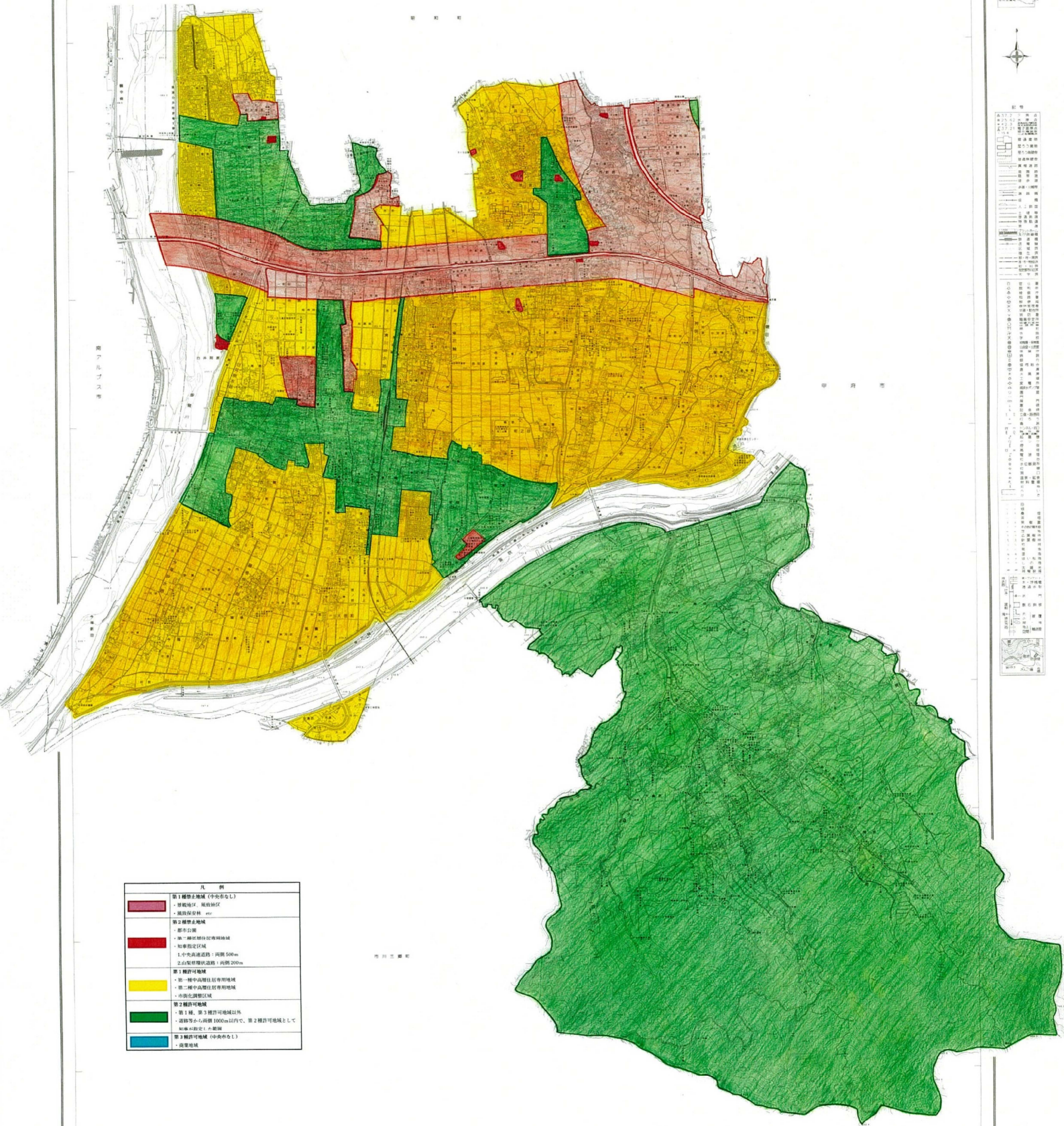


屋外広告物規制地域図



凡 例	
第1種禁止地域（中表市なし）	・駅前地区、駅前地区 ・駅前地区、駅前地区
第2種禁止地域	・駅前地区 ・駅前地区、駅前地区
第3種規制地域	1. 中央高速道路・両側500m 2. 山崎駅前道路・両側200m
第4種規制地域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・市街化調整区域
第5種規制地域	・道路等から距離1000m以内で、第2種規制地域として 知事（市）の指定した区域
第6種規制地域（中表市なし）	・商業地区